

事 務 連 絡  
平成 29 年 9 月 29 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に対する  
一部負担金及び保険料（税）の減免等に関する取扱いについて

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険課（部）、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局、都道府県総務主管部（局）市区町村主管課及び健康保険組合あて連絡しております。内容を御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対しても、周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡  
平成 29 年 9 月 29 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援等について

平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長及び当該被保険者に係る一部負担金の免除証明書の取扱いについては、「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 9 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免の要件等に関する取扱いについて」（平成 29 年 2 月 27 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、関連する下記内容について御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 熊本県内の市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合において、平成 29 年 10 月 1 日以降、平成 28 年熊本地震の被災者に対する一部負担金の免除並びに国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。）第 6 条第 1 号及び第 4 号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による特別調整交付金の交付対象となる。その際、これら各号の規定に基づき、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として交付要件に該当するか判断することとなること。

2 現在、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者については、有効期限が「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成 29 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

事 務 連 絡  
平成29年9月29日

健康保険組合御中

厚生労働省保険局保険課

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等については、平成29年2月17日付厚生労働省保険局保険課事務連絡「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」（以下、「平成29年2月事務連絡」という）において、平成29年9月末までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

平成29年10月1日以降について、熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予の要請は行いませんが、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により一部負担金等の徴収の猶予を実施できることとされており、同日以降も引き続き同様の対応をする健康保険組合におかれては、平成29年2月事務連絡を参考に取り扱いいただくようお願いいたします。ただし、猶予証明書の有効期限については健康保険組合の実情に応じて設定していただくようお願いいたします。